

## 広島県庁舎敷地有効活用事業に係る進捗状況等について

### 1 要旨・目的

広島市中心部の再開発や街づくりが進む中で、来庁者用駐車場等などの県庁舎敷地を民間に貸付け、民間主導による独立採算型運営形態を基本に、有効活用策に取り組んでいるところである。

については、これまでの取組の進捗状況等を報告する。

### 2 現状・背景（これまでの取組状況）

令和4年7月25日 ～29日	民間事業者から意見を得るためサウンディング調査を実施 (21社が参加)
令和4年10月19日	公募型プロポーザルにより募集を開始
令和5年1月20日	提案書等の提出期限 (3者のグループ企業が提案書を提出)
令和5年2月23日	選定委員会による審査を実施し、事業運営予定者を決定
令和5年3月3日	提案者に対して審査結果を通知し、事業運営予定者を公表
令和5年5月26日	事業運営予定者と基本協定を締結

### 3 事業運営予定者

2月23日に開催した選定委員会により次のとおり事業運営予定者を決定した。

事業運営予定者	MOTOMACHI CONNECT	
構成法人	代表法人	エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社
	その他の構成法人	NTTアーバンバリューサポート株式会社 デイ・ナイト株式会社 日本駐車場開発株式会社 アマノマネジメントサービス株式会社

#### 【参考：提案イメージ図】

MOTOMACHI CONNECT ～基町エリアのイメージをリードし、わたしたちの気分を一段上げる新拠点～



※この図はイメージであり、今後変更になることがあります

#### 4 基本協定の主な内容

項目	主な内容
目的 (第1条)	・基本協定は、本事業の円滑な実施等に必要な県と事業運営予定者との双方の権利義務及び諸手続について定める。
基本的合意 (第3条)	・事業運営予定者は、募集要項等に記載の条件を十分に理解し、これに合意したことを確認する。
構成法人の変更 (第6条)	・基本協定締結時から、本事業において締結予定の事業用定期借地権設定契約等が締結されるまでの間において、事業運営予定者又はその構成法人の変更及び追加は、県が認める場合を除いてできない。
本事業の実施 (第9条)	・事業運営予定者は、募集要項等に定める各事項を遵守するとともに、提案時に県に提出した事業提案書等に基づき、自らの負担と責任において、本事業を誠実に実施する。
事業実施計画の作成等 (第10条)	・事業運営予定者は、基本協定締結後、本事業に係る事業の実施計画の案を作成し、契約の締結までに、書面により県の承認を得なければならない。
事業用定期借地権設定契約及び土地賃貸借契約の締結等 (第11条)	・県と事業運営予定者（構成法人含む。）は、基本協定締結後、事業用定期借地権設定契約等を締結する。 ・県は、事業運営予定者が、本件基本協定又は本件基本協定に基づく合意事項のいずれかに違反等する場合は、契約の全部若しくは一部を締結せず、又は、解除することができる。

#### 5 今後のスケジュール

- ・令和5年7月中 土地賃貸借契約（第二駐車場敷地）締結
- ・令和5年度中 事業用定期借地権設定契約（第一駐車場敷地）締結
- ・令和7年3月頃予定 施設（第一駐車場敷地）の運営開始
- ・令和7年度中 土地賃貸借契約（税務庁舎敷地）締結
- ・令和27年3月31日予定 契約終了（上記3契約全て）

#### 6 その他（関連情報等）

【県ホームページ】

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/13/kenchousya-rikatsuyou.html>

【対象エリア】

